



平成20年8月22日
内閣府（防災担当）

平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の 豪雨による災害の激甚災害指定に係る調査結果について

○平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による災害の激甚災害の指定について、復旧事業費の見込額が指定基準の額を超えているものは、以下のとおりです。

<局地激甚災害（局激）>

（市町村単位で指定する激甚災害）

◎農地等関係

富山県南砺市及び石川県金沢市

※ いわゆる本激（全国的規模で指定する激甚災害）については、今回は基準に達しませんでした。

○今回の調査結果を踏まえて早急に手続を進め、8月中に局地激甚災害の指定を行う予定です。

○なお、今回基準額を満たしていない市町村について、今後、復旧事業費が確定した段階で基準額を超えるものは、追加して指定することとなります。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付

井上、三瓶、辻畑

03-5253-2111（代表、内線 51205・51210）

03-3501-5408（直通）

7月27日から29日までの間の豪雨の激甚災害指定の調査結果

平成20年8月
内閣府（防災担当）

平成20年7月27日から29日までの間の豪雨に関して、激甚災害指定の前提となる災害復旧事業費の見込額につき調査を行った結果、局地激甚災害指定基準を超えた市町村は以下のとおりです。

農地等

<局地激甚災害>

縣市町村	査定見込額	基準額（農業所得推定額×10%）	倍率
富山県南砺市	16.6億円	3.4億円	4.9倍
石川県金沢市	9.4億円	2.4億円	3.9倍